

Q 週休2日推進工事の目的は

A 建設業は全産業の平均と比較して年間300時間以上長時間労働の状況とされ、また、休日確保状況も4週間で4日程度とされています。

平成31年4月に施行された働き方改革関連法（改正労働基準法）により、建設業については5年の猶予の後、令和6年4月1日から、時間外労働の限度上限規制が罰則付きで適用されるほか、建設産業の担い手確保の観点から週休2日制の定着が強く求められています。

静岡県では、令和2年4月から原則として全ての土木工事、農地・森林工事及び建築工事を「週休2日推進工事」として発注し、その中で取組実績に応じた付加的要素を設定し、建設業界の週休2日定着に向けた環境づくりを推進します。

Q 週休2日推進のために設定する付加的要素の内容は

A 以下のとおり取組実績（4週8休以上、4週7休以上4週8休未満または4週6休以上4週7休未満）に応じた付加的要素を設定します。

- 1) 工事費積算において、労務費分を補正割増 ※見積を参考として算定する単価を除く
- 2) 工事成績評定の対象となる工事で、実績に応じて加点評価
- 3) 以後の総合評価落札方式入札で、取組実績を加点評価 ※総合評価活用がドライで対応予定

Q 週休2日の達成状況の判断について、関連工事一斉の「現場閉所」を求めず、各発注工事単位での「現場休息」による判断に改めた理由は

A 関連工事間で現場閉所日を揃えることによる弊害（他工種との錯綜、現場稼働日の時間外労働の助長など）も考えられることから、業界団体からの要望や他県状況をふまえ、運用を見直しました。

なお、国土交通省の営繕工事では、令和2年7月から、分離発注工事については、発注工事単位で週休2日の達成状況を判断する考え方（現場休息）を導入しています。

Q 「現場閉所」と「現場休息」の違いは

A 現場閉所：1つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事を含めて、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態
現場休息：分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含みます。

Q 費用補正の方法は

A 発注者指定型：当初より4週8休以上を前提に労務費を補正して発注し、4週8休に満たない場合は、現場閉所（現場休息）の状況に応じて労務費を補正し減額変更します。

受注者希望型：当初は週休2日推進に係る労務費の補正を行わずに発注し、受注者が希望する場合は受発注者協議のうえ、週休2日に取り組みます。4週6休以上となる場合は、現場閉所（現場休息）の状況に応じて労務費を補正し増額変更します。

Q 労務費を補正する目的は

A 建設業では日給月給で働く労働者が多く、例えば日曜のみを休日としていた方は週休2日とした場合には労働日数が年間で数十日減少し、その日当減額は生活に大きく影響します。このため、週休2日制を推進するためには月給制への転換促進や休業補償のための費用など、労務に関する資金面でのバックアップが必要であり、そのために公共工事で率先して取り組むものです。

Q 週休2日を目指すのに4週7休、4週6休を評価する理由は

A 建設業全体で週休2日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に応じた取組が可能となる環境の構築が必要です。このため、最終的には4週8休以上の現場閉所（現場休息）による週休2日の取得を目指しつつも、週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、4週6休以上の現場閉所（現場休息）について、状況に応じた評価に基づく付加的要素を設定することで、建設現場の週休2日の実現を推進します。

Q 実施状況が良くない場合はペナルティがあるか

A 費用補正：最終的に4週6休に満たない場合でも、割増が無い通常の積算としますので、通常より低い金額にはなりません。（発注者指定では発注時に最も高い補正率で割増するため、通常の積算への減額となります。）

成績評定：最終的に4週6休に満たない場合でも、減点はいりません。ただし、従前からの評定項目である「休日・代休の確保を行っている。」については、当初の取組内容（工程計画）を前提とした判断となります。

Q 費用補正の対象が土木工事と異なる理由は

A 建築工事では労務費のみが補正の対象ですが、土木工事では労務費の他に共通仮設費、現場管理費及び機械経費（賃料）も対象となっています。

建築工事の場合、共通仮設費及び現場管理費については、共通費積算基準に基づき工期に応じて算出することになっていることから、これらの経費については週休2日を前提とした工期で設定するため補正を行いません。また、機械経費（賃料）については、工事ごとの施工条件に即した日数により発注者の積算が行われるため、補正を行いません。

Q 見積で積算する部分が補正対象にならないのはなぜか

A 発注者側積算で専門工事業者等から徴収する見積価格（建設現場での労務を含む価格）を参考として設計単価を設定する場合には、公共建築工事標準仕様書の施工条件（土日祝、年末年始休工）を前提とした価格を参考とするため、週休2日の補正を行う対象にはなりません。

Q 受注者希望型の場合、当初の手続きの方法は

A 契約後直ちに以下により進め、対象期間開始前までに手続を完了してください。

- 1) 各発注工事単位で取組み希望の有無を受注者から発注者へ書面報告
 - 2) 取組内容の設定について受発注者間協議
 - ・対象期間（準備期間、後片付け期間、夏季休暇、工場製作のみを実施する期間 等）
 - ・取組レベル（4週8休以上／4週7休以上4週8休未満／4週6休以上4週7休未満）
 - 3) 取組内容を踏まえて「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した実施工程表等を作成して提出
- ※速やかに準備が整えば、全てを一括して「協議」として進めても構いません。

Q 現場閉所（現場休息）の実施状況をどのように確認するのか

A 対象期間中は、監督員は受注者から随時提出を受ける実施工程表（月間、週間等）等により、現場閉所（現場休息）の取組み状況を把握します。また、最終的な実績（見込み）確認のため、監督員は受注者から現場閉所（現場休息）日が記載された実施工程表等（工事記録簿でも可）の提出を受け、その記載内容を確認して現場閉所（現場休息）率を算出します。

Q 週休2日を理由に工期延長できるか

A 工期延長を請求できるのは、請負契約約款第21条の「受注者の責めに帰すことができない事由」が生じた場合に限られるため、週休2日を理由に工期延長することはできません。

Q 対象期間外となる「準備期間」「後片付け期間」「年末年始休暇」「夏季休暇」の設定方法は

- A 準備期間：契約工期の初日（着手）から現場に継続的に常駐を始める前までの期間であり、現場事務所の設置や現場代理人による現地測量等の期間を含みます。
※分離発注の場合は、契約毎に準備期間が異なる場合が考えられます。
- 後片付け期間：工事の完成に当たり、建築物等の内外又は当該工事に関する部分の後片付け及び清掃を行う期間であり、足場、現場事務所等の仮設物を撤去する期間や自主検査・官庁検査（建築、消防等）は含みません。なお、これに該当する期間が1日に満たない場合は、後片付け期間の設定は不要です。
- 年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）
：時期は限定していません。指定日数以内で適宜設定してください。

Q 平日に天候不良等で予定の作業ができず、工程を変更して土日祝日に振り替えた場合は

A 作業を予定していた平日に天候不良等で現場閉所（現場休息）（当日作業開始前に判断した場合を含む。）し、土日祝日に振り替えて作業した場合は、現場閉所（現場休息）したその平日は現場閉所（現場休息）率算定上の現場閉所（現場休息）日数に含まれます。なお、休日作業届等の手続きは受発注者間で事前に済ませてください。

Q その建設現場以外（受注者の社屋等）で勤務した場合の扱いは

A 「現場閉所」は当該建設現場の状況のみを対象としているため、他の場所で勤務した場合でも、当該建設現場が1日を通して閉所されていれば現場閉所日として扱います。

なお、分離発注工事の場合についても、他の場所で勤務していたとしても、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態であれば、「現場休息」として扱います。

Q 「週休2日」と「曜日」「祝日」の関係はどうか

A 週休2日推進工事は、7日につき2日の割合で現場閉所することで建設工事の週休2日を推進し、その労働環境を改善することを目的としています。このため、現場閉所（現場休息）率算定において曜日や祝日は関係しません。

ただし、公共建築工事標準仕様書で行政機関の休日に施工しないことを原則としているため、設計図書で特に指定する場合等を除き、この原則を踏まえた工程計画が必要です。

※行政機関の休日：土日祝日及び12月29日から翌年1月3日まで

Q 現場閉所（現場休息）率は1週間や4週間で区切って計算するのか

A この取組では週休2日定着のために4週8休、4週7休、4週6休という段階を設けていますが、現場閉所（現場休息）率の算定においては週、月といった単位に関係なく対象期間全体で（現場閉所（現場休息）日数）÷（対象期間日数）にて算出します。

Q 分離発注ではどのような進め方になるか

A 週休2日推進工事の特記仕様書で「関連工事」が示された場合は、以下のとおり進めます。

1) 取組み希望【受注者希望型のみ】

各工事の受注者は、発注者に取組み希望の有無を書面報告します。

2) 対象期間

契約ごとに契約日や準備期間が異なる場合が考えられますので、契約毎にそれぞれ現場に継続的に常駐する最初の日を対象期間開始日とします。ただし、対象期間最終日については原則としてすべての「関連工事」で同日とします。

3) 取組レベル【受注者希望型のみ】

受発注者の協議により取組レベルを決定してください。

4) 日ごとの現場閉所（現場休息）

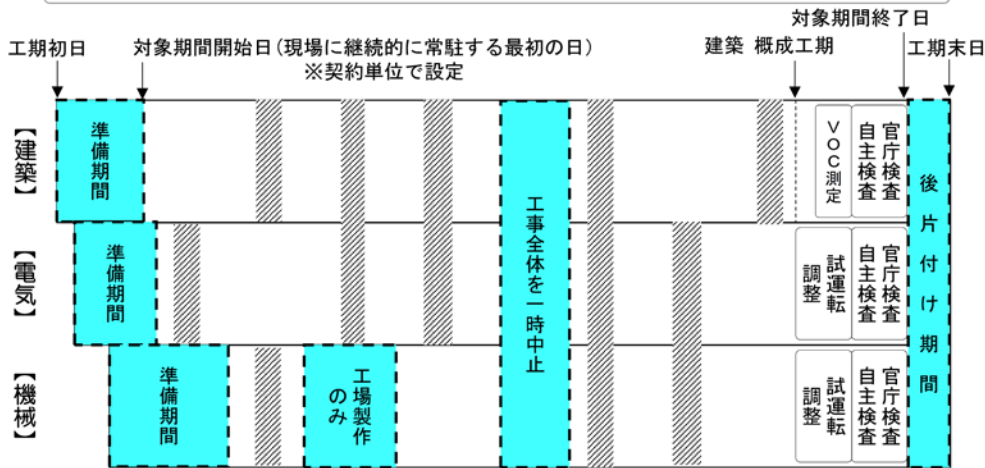
その日が現場閉所（現場休息）日であるかは、各発注工事単位で判定します。

5) 現場閉所（現場休息）率

現場閉所（現場休息）率は契約ごとに（現場閉所（現場休息）日数）÷（対象期間日数）で計算し、その計算結果で判定します。このため、判定結果は「関連工事」同士でも契約ごとに異なる場合があります。その場合にはそれぞれの判定結果に基づいて労務費補正の積算及び工事成績評価を行います。

【分離発注の例】（一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事）

注：建設現場全体を閉所する日+発注単位で閉所する日を「現場閉所（現場休息）日」とします
最終の現場閉所（現場休息）率の結果は、契約ごとに算出・判定します



※各発注単位で週休2日の取組を評価

■ : 対象外とする期間
 ▨ : 現場閉所（現場休息）として扱う日
 ※分離発注では、発注単位で閉所する日も含む

現場閉所（現場休息）率 = $\frac{\text{現場閉所（現場休息）日数}}{\text{対象期間日数}}$	契約毎に判定	労務費を補正 成績評定に加点 総合評価で活用
$= \frac{\text{現場閉所（現場休息）日数}}{\text{全体工期日数} - \text{対象外期間日数}}$	28.5%～ : 4週8休 25.0%～ : 4週7休 21.4%～ : 4週6休 21.4%未満 : 未達成	